

箕輪町空き家改修費等補助金

〔補助金額〕 経費の1/2、上限40万



BEFORE

AFTER

町内の空き家を購入または借りた方

空き家を賃貸物件として空き家バンクに登録する方

空き家改修費用等の一部助成

対象となる建物

※同じ建物に対して1回限り

- 現在、誰も住んでいない一戸建住宅
- 店舗や事務所等を併用する住宅→居住箇所の改修が対象
- 過去にこの補助金またはリフォーム補助金を受けていないこと
- 申請年度内に改修完了が見込まれるもの

(注)

- 若者世帯定住支援奨励金との併用不可
- 空き家改修等補助金との併用可
- 1軒に一度のみ

対象となる人

※いずれかの方が対象

- 空き家を購入した人/借りた人（一親等の親族からの購入、賃貸を除く）
- 空き家を賃貸物件として空き家バンクに登録する人

※所有者及び同一世帯全員が町税等を滞納していないこと

※暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと

対象となる経費

※改修費用が30万円以上の工事が対象となります。

- 空き家改修に係わる経費（消費税含む）
内装、屋根、外壁、給排水設備工事（水回り）等、
生活するための改修

※国・県または町の他の制度の補助等の対象になる経費は除きます。

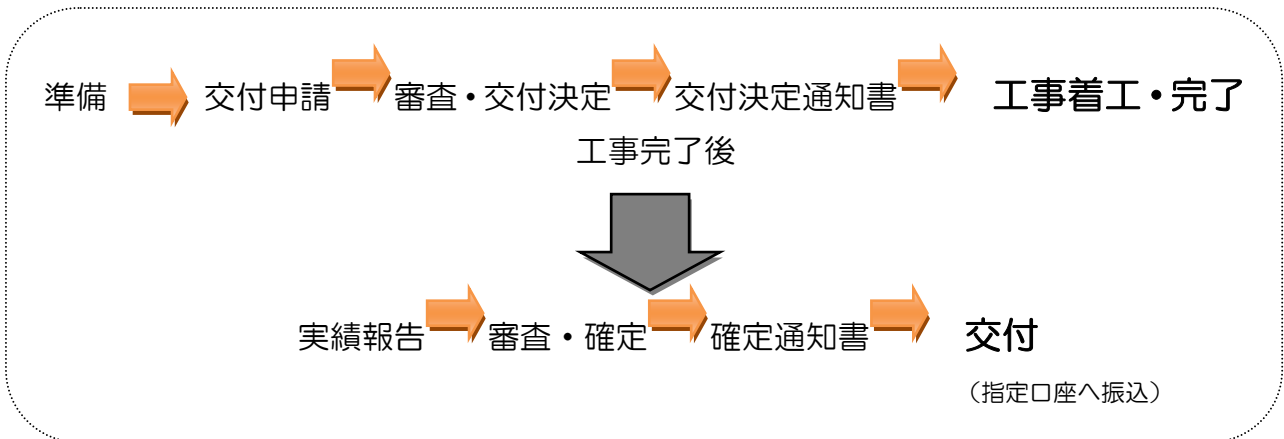
（例：県の助成金で床リフォーム→床リフォームには使用不可。他の箇所は可能）



補助金額

- 経費の1/2の額 上限40万円（1,000円未満切り捨て）

手続きの流れ



①準備

□：工事範囲・改修費用の確認 □：申請書類（添付書類含む）の準備 ※町からの書類記入

②交付申請（書類提出）

【町からの書類】

- 交付申請書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号の1）
↑空家購入者の方
- 誓約書兼同意書（様式第2号の2）
↑空家所有者の方

【ご用意いただく書類】

- 売買契約書/賃貸借契約書（写し）
- 改修費用の見積書（写し）
- 位置図および平面図
（↑住宅地図）（間取り図。どの部分を改修するか明記）
- 改修前の写真

③審査・交付決定→交付決定通知書→工事着工 （町から発送）

④実績報告（書類提出）

※改修費を支払った日から1か月以内/年度末のいずれか早い期日までに報告

【町からの書類】

- 実績報告書（様式第4号）
- 請求書（様式第5号）

【ご用意いただく書類】

- 領収書等の支払いを証する書類（写し）
（↑リフォーム代の領収書）
- 住民票（対象物件に転入/転居した明記のあるもの）
- （※増築した場合のみ）建築確認検査済証（写し）
- 改修箇所の写真

⑤工事完了→審査→確定通知書→交付（口座振り込み） （町から発送）

補助金に関するQ&A

Q 購入・賃貸する場合は、空き家バンクに登録している物件でないと補助は受けられませんか？

A 空き家バンクの登録の有無に関わらず、補助を受けることができます。空き家所有者は賃貸物件として空き家バンクへの登録が必要です。

Q 今住んでいる家の改修に補助金は使えますか？

A 補助金の対象は、空き家を購入又は賃貸して住む場合か、所有している物件を改修して賃貸する場合にのみ使えます。今住んでおり、住み続ける物件の改修は対象外です。

Q 対象となる費用は？

A 空き家に居住するための改修工事が対象です。単に従来より機能を向上させるような改修は対象となりません。

Q 補助金は先着順ですか？

A 補助金は、先着順とし、予定している予算額を超えると終了する場合があります。

Q 箕輪町民でないと申請できませんか？

A 購入・賃貸される場合は、改修した物件に2年以上住むことが条件になります。空き家を賃貸物件として空き家バンクに登録する方は、居住地を問いません。

Q 自分で作業を行う改修は対象となりますか？

A 自身で作業を行う改修の材料費等は対象となりません。専門の業者に委託した場合の費用が対象となります。

Q 申請書類は、どこで入手できますか？

A ・町HPからダウンロード
・役場 企画振興課
U・Iターン推進係
(1F 会計課横)にもあります。

【お問い合わせ】

箕輪町役場 企画振興課
みのわの魅力発信室 U・Iターン推進係
電話：0265-79-3153（直通）
Email：miryoku@town.minowa.lg.jp

